

みよし市立小中学校におけるインターネット利用に関する規定

みよし市教育委員会

(本規定のねらい)

- 1 この規定は、みよし市立小中学校におけるインターネット利用上に必要な事項を定めるものとする

(インターネット利用の基本)

- 2 みよし市立小中学校においてインターネットを利用するに当たっては、児童生徒および関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。

(インターネットの主な利用形態)

- 3 インターネットの利用形態は、次の各項に定めるものとする。この他に新たな事項が発生した場合は、関係部局と協議する。

(1) 情報の発信

学校での児童生徒・PTAの活動の様子を学校のホームページで発信する。

(2) 情報検索および収集

ホームページ、電子メール、データベース等を利用して学習に関する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。

(3) 教材作成

著作権法その他関係法令の範囲内において、ホームページ、電子メール、データベース等を利用して授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材作りに活用する。

(4) 国内および国際交流

ホームページ、電子メールを利用して、国内の学校や海外の学校との交流を行う。

(個人情報の発信とその範囲)

- 4 インターネットでは原則として個人情報を発信することはしない。ただし、新聞などに取り上げられた公知情報はこの限りではない。また、教育上必要な場合には、みよし市教育委員会情報セキュリティ対策実施手順をふまえ、次項の定めるところにより教師の指導のもと発信することができるものとする。

(1) 氏名

原則として姓を用い、姓名を使わない。ただし教育上必要がある場合には姓名を使うことも可とする。

(2) 写真

児童生徒の写真を使う場合は、顔と名前が一致する公開の仕方はしないこととする。また、原則として集合場面とするなど、個人が特定できないよう配慮する。

(3) 意見・主張等

児童生徒の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において本人および保護者の同意を得た上で発信することができる。

(4) 児童生徒の作品

児童生徒が制作した図画・書写等の作品を発信する場合は、本人および保護者の同意を得る。しかし、作品の掲載を主な目的としない形での発信（スナップ写真の背景等）についてはこの限りでない。

(5) 住所・電話番号・生年月日・趣味・特技、その他の個人情報

児童生徒の住所・電話番号・生年月日・趣味・特技、その他の個人情報は、発信しないものとする。ただし、既知の特定された相手と電子メールで通信する場合や、既知の関係者以外には閉じられた認証つきサイトでは必要に応じて年齢・趣味・特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。

(受信した情報の扱い)

5 インターネットを利用して受信した情報の扱いは、次の各項に定めるとおりとする。

(1) 目的外利用の禁止

インターネットを利用して入手した情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的に利用、提供または複製してはならない。

(2) 著作権の保護

インターネットで収集した情報については、著作権及び関連法規を遵守する。

(教師による指導の徹底)

6 インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童生徒の情報モラルの涵養を図るものとする。

7 児童生徒が学校のコンピュータを使用してホームページや電子メールで情報を発信する場合は、教師の管理下にて行う。

8 インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

(取扱責任者)

9 学校長はインターネットの利用の適正を図るため、インターネット取り扱い担当者を置くものとする。

(ホームページ上での規定の明記)

10 本利用規定を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。

附則

この規定は平成14年1月1日から施行する

この規定は平成22年1月1日から施行する

この規定は平成24年4月1日から施行する

この規定は平成31年4月1日から施行する